

## 平成29年2月文京区議会定例議会追加提案事項

### 1 文京区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻410頁）

- (1) 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、情報提供等記録の定義等を改めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 情報提供等記録の定義に、番号法第26条において準用する場合を追加する。（第2条第3号）
  - イ 情報提供等記録の訂正の請求に応じる決定を行った際に必要となる通知先に、番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者又は条例事務関係情報提供者を追加する。（第22条第5項）
  - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 平成29年5月30日

### 2 文京区職員定数条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻707頁）

- (1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容（第2条第1項）

ア 区長の事務部局の職員	1, 443人	→	1, 450人（7人増）
イ 議会の事務部局の職員	10人	→	10人（増減なし）
ウ 教育委員会の事務部局の職員	183人	→	184人（1人増）
エ 教育委員会の所管に属する学校の職員	158人	→	158人（増減なし）
オ 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	7人（増減なし）
カ 監査委員の事務部局の職員	6人	→	6人（増減なし）
合計	1, 807人	→	1, 815人（8人増）
- (3) 施行期日 平成29年4月1日

### 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻929頁）

- (1) 提案理由 育児休業等に係る子の範囲の拡大等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 非常勤職員の育児休業の取得に係る雇用継続の見込みに係る要件の緩和（第2条）
  - イ 育児休業等の対象となる子の範囲を拡大し、養子縁組里親としての職員に委託することができなかったため養育里親としての職員に委託された者を加える。（第2条の2）
  - ウ 子の範囲の拡大に伴い、再度の育児休業ができる特別の事情及び育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を追加する。（第3条及び第8条）
  - エ 部分休業と育児時間又は介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間は2時間までとする。（第15条）
- (3) 施行期日 公布の日

#### 4 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻861頁）

- (1) 提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正等に伴い、職員の勤務時間及び休暇制度を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 育児を行う職員の深夜勤務の制限に係る子の範囲の拡大（第9条の2）

子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を新たに追加する。
  - イ 超過勤務の免除の対象に介護を行う職員を追加する。（第9条の3）

職員が要介護者を介護するために請求した場合、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないこととする。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。
  - ウ 育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限の新設（第9条の4）

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するため又は職員が要介護者を介護するために請求した場合、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならないこととする。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。
  - エ 介護時間の新設（第16条の2）

職員が要介護者を介護するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当である場合の休暇として介護時間を新設する。
- (3) 施行期日 公布の日

#### 5 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第1巻967頁）

- (1) 提案理由 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるため、提案する。
- (2) 改正内容
  - 配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を以下のとおり定める。（第6条の2）
    - ・ 配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情
- (3) 施行期日 平成29年4月1日

## 6 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2179頁）

(1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。

### (2) 改正内容

ア 区民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長（付則第3条の5の2）

住宅借入金等特別税額控除の適用期限について、平成41年度分までを平成43年度分までに延長する。

イ 電気軽自動車等に係る軽自動車税の税率の特例の延長（付則第6条）

平成28年度分の軽自動車税に対し適用していた電気軽自動車等に係る軽自動車税の税率の特例について、平成29年度分の軽自動車税についても適用することとする。

ウ 軽自動車税の環境性能割の創設

現行の軽自動車税を軽自動車税の種別割とし、新たに軽自動車税の環境性能割を新設する。

(ア) 環境性能割の納税義務者 三輪以上の軽自動車の取得者

(イ) 環境性能割の税率 環境性能割の税率は、以下のとおりとする。

a 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの 100分の1

(a) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

- ・ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ・ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ・ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(b) 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- ・ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ・ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ・ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

b ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のトラックに限る。）であって、次のいずれにも該当するもの（aの適用を受けるものを除く。） 100分の2

- ・ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- ・ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- ・ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

c a及びbの適用を受ける三輪以上の軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 100分の3

(ウ) 環境性能割に係る経過措置

a 賦課徴収の特例

環境性能割の賦課徴収は、当分の間、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

b 税率の特例

(a) 営業用の三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当分の間、以下のとおりとする。

- ・ (イ) aの適用を受けるもの 100分の0.5
- ・ (イ) bの適用を受けるもの 100分の1
- ・ (イ) cの適用を受けるもの 100分の2

(b) 自家用の三輪以上の軽自動車のうち(i)cの適用を受けるものに対して課する環境性能割の税率は、当分の間、100分の2とする。

エ その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)イについては平成29年4月1日、(2)ウ及びエについては平成31年10月1日

## 7 文京区空家等対策審議会条例（新規制定）

(1) 提案理由 空家等に関する施策の推進を図るための附属機関として、文京区空家等対策審議会を設置するため、提案する。

(2) 主な内容

ア 所掌事務

(ア) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

(イ) その他空家等に関する施策の実施に関すること。

イ 組織 次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員をもって組織する。

(ア) 法務、不動産、建築等に関する学識経験者又は専門的知識を有する者 6人以内

(イ) 関係行政機関の職員 3人以内

(ウ) 区民 5人以内

ウ 委員の任期 2年

エ 臨時委員 特別の事項を審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

オ 部会 審議会に部会を置くことができる。

(3) 施行期日 公布の日

8 文京区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻4515頁）

(1) 提案理由 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、地域密着型通所介護の事業の人員、設備及び運営等の基準を定めるほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 地域密着型通所介護に係る基準の新設（第4章の2）

(イ) 人員に関する基準

- ・ 指定地域密着型通所介護事業所（以下「事業所」という。）の従業員の員数及び管理者

(ロ) 設備に関する基準

- ・ 事業所の設備及び備品等

(ハ) 運営に関する基準

- ・ 基本取扱方針
- ・ 運営規程
- ・ 非常災害対策 等

(ニ) 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

なお、(ハ)運営に関する基準のうち、非常災害対策については、他の指定地域密着型サービスと同様に、区の独自の基準として以下の事項を定める。

- ・ 利用者の使用する施設における震災対策及び非常災害時に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

イ その他規定の整備

(3) 施行期日等

ア 施行期日 平成29年3月31日

イ 経過措置 区の独自の基準については、施行日以後に新規に地域密着型通所介護の事業に係る指定又は指定の更新を受けようとする事業所について適用する。

9 文京区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻4598頁）

(1) 提案理由 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者に関する基準を改めるほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が兼務できる範囲の拡大

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 平成29年3月31日

## 10 文京区精神障害者福祉手当条例（新規制定）

- (1) 提案理由 精神障害者福祉手当を支給することにより、精神障害者の福祉の増進を図るため、提案する。
- (2) 主な内容
  - ア 受給資格 区の区域内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害等級が1級であるもの（以下「精神障害者」という。）に支給する。ただし、以下のいずれかに該当するときは、支給しない。
    - (ア) 精神障害者となった年齢が65歳以上の者
    - (イ) 前年の所得が規則で定める額を超えている者
    - (ウ) 文京区児童育成手当条例（昭和46年10月文京区条例第29号）の規定に基づき障害手当の支給を受けている者
    - (エ) 文京区心身障害者等福祉手当条例（昭和49年3月文京区条例第8号）の規定に基づき心身障害者等福祉手当の支給を受けている者
    - (オ) 規則で定める施設に入所している者
  - イ 手当の額 月額5,000円
  - ウ 支給期間 認定の申請をした日の属する月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで
  - エ 支給期日 毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日 平成29年4月1日
  - イ 経過措置 平成29年12月31日までに認定の申請をした者については、平成29年4月1日に受給資格に該当していた者にあつては同日に、同日後に該当するに至った者にあつてはその該当するに至った日に、申請があつたものとみなす。

## 11 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5575頁）

- (1) 提案理由 一時利用制自転車駐車場を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容 一時利用制自転車駐車場の新設（別表第1）

本郷三丁目自転車駐車場	東京都文京区本郷三丁目36番8号付近
礪川公園前自転車駐車場	東京都文京区春日一丁目15番
- (3) 施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

## 12 文京区立児童遊園条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻5695頁）

- (1) 提案理由 区立新江戸川児童遊園を廃止するため、提案する。
- (2) 改正内容 区立新江戸川児童遊園の廃止（別表）
- (3) 施行期日 平成29年3月18日

13 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻6407頁）

- (1) 提案理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正等に伴い、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休暇制度を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容
  - ア 育児を行う職員の深夜勤務の制限に係る子の範囲の拡大（第11条）

子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等を新たに追加する。
  - イ 超過勤務の免除の対象に介護を行う職員を追加する。（第11条の2）

職員が要介護者を介護するために請求した場合、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならないこととする。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。
  - ウ 育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限（第11条の3）

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するため又は職員が要介護者を介護するために請求した場合、職務に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならないこととする。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。
  - エ 介護時間の新設（第18条の2）

職員が要介護者を介護するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当である場合の休暇として介護時間を新設する。
- (3) 施行期日 公布の日

14 平成28年度文京区一般会計補正予算

15 平成28年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

16 平成28年度文京区介護保険特別会計補正予算

17 平成28年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算